

奈良県自然環境保全審議会 自然保護部会

会 議 録

1 日時：平成29年2月15日（水） 10：00～12：00

2 場所：奈良県文化会館 第3会議室

3 出席委員

北口委員（部会長）、岡崎委員、秀田委員、深町委員、松井委員、宮本委員

4 審議会の開会

（1）定数報告

委員総数8名中、過半数の6名の出席があり、奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第4項の規定に基づき、本審議会は有効に成立する旨事務局から報告した。

（2）会議録署名人の指名

奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第4項の規定に基づき、北口部会長から、議事録署名人には松井委員が指名された。

5 議事

審議会の公開について

ヒメイノモトソウ及びキレンゲショウマは、希少性に目を付けた業者やマニアによる採取が憂慮されるため、具体的な生息地情報は保護上非公開としている。本審議会においても部会長了承のもと非公開での取扱いを事務局より提案し、各委員の議決により決定した。

（1）諮問事項

・事務局から諮問に至る経緯の説明

【主な質疑内容等】

なし

■諮問事項1■

・事務局から特定希少野生動植物ヒメイノモトソウ保護管理事業計画案の概要について説明

・株式会社総合環境計画から「ヒメイノモトソウ保護管理事業計画策定調査業務報告」について説明

審議の結果、「特定希少野生動植物ヒメイノモトソウ保護管理事業計画」については、原案を一部修正のうえ承認された。なお、計画の最終的な表現について各委員と調整することが決定された。

【主な質疑内容等】

(秀田委員)

- ・生育地の土地所有者について、保全に対する意向は確認しているのか。

(事務局)

- ・一部の生育地については確認済
- ・その他の生育地については、現在、詳細は確認していない。

(秀田委員)

- ・土地所有者が自分の土地に希少な種があることを認識して、自ら保全していこうという意識を持たれることが大切である。
- ・土地所有者を把握された上で、計画を進めていく方がよい。

(松井委員)

- ・現地調査は土地所有者に連絡せずしたということか。

(事務局)

- ・調査にあたり、土地所有者と直接連絡等はしていないが、地元の自治体と関係機関に事前の連絡調整をお願いしている。

(松井委員)

- ・土地所有者の細分化により所有権の把握が困難なこともあるが、土地所有者に希少な種がいることを認識してもらうのは重要である。

(事務局)

- ・今後、土地所有者を確認した上で、周知していきたい。

(松井委員)

- ・不慮の事態が起きた際にどうするのかを追記することが必要
- ・分布把握のところで、他にも分布している可能性がある」と記載されているが、分布把握をどのように進めるのかは記述されていない。
- ・巡視はリスクを検知する手段ではあるが、保全対策ではない。
- ・限られた個体群の遺伝構造を調査して県で情報を持つことが大切である。
- ・巡視員の制度について教えてほしい。

(事務局)

- ・希少の条例に基づいた制度で、巡視する方や団体の申請に基づき知事が希少野生動植物保護巡視員・巡視団体として認定する制度となっている。

(岡崎委員)

- ・巡視のみでは保全措置といえず、リスク管理や不慮のケースの対策をこの計画で書いておくべきである。
- ・人工林伐採については、森林の担当部署と連携して、希少種への影響を考慮して施業するようにする等できるのではないか。
- ・遺伝構造を把握するために、DNA サンプルとして葉を取って保存しておくもよい。費用はそれほどかからず管理を委託した際にできる事項でもあり考慮してはどうか。採取したサンプルは県の研究機関を活用してストックしておくこともできるのではないか。

(松井委員)

- ・博物館でなくても、県の研究機関でも DNA を取り扱うこともあると思う。

(事務局)

- ・専門的な事項も含めて委員に相談した上で計画案を修正し、委員の方々へ報告させていただく。

(深町委員)

- ・林業地帯でもあるので、地元の森林組合と連絡をとっておくこともよいと思う。
- ・土地所有者は、県外であることも考慮し、地域の事情を把握している森林組合、自治体と密に連携されることが大切である。
- ・生育地の水分条件の変化はどのように把握するのか。この種の分布把握では、例えば石灰岩の地盤を地図に反映したポテンシャルマップを作成しておく等、希少種の分布範囲を広く捉えておいてもよい。

(事務局)

- ・地元の関係機関との連携は十分に行っていく。
- ・分布把握の手法については、今後の検討課題とさせていただきたい。

(秀田委員)

- ・生育域外保全については、地元の園芸マニアが過去に採取して育てているようなケースもあつたりするので、もしいれば協力してもらえるかもしれない。

(宮本委員)

- ・国内に残る唯一の個体群、しかも一箇所に集中して分布しているという現状がある一方で、保全するしくみは危ういと感じた。
- ・他の先生からいただいた意見は非常に貴重なもので、それを実践する裏づけを機会をとらえて見ていかねばならない。

- ・平群町でも住宅地の近隣にメガソーラーパネルが設置され自然環境が急変している。
- ・2、3年前では考えられない環境の変化が起こるので注意深く学んでいきたい。

(北口部会長)

- ・計画案には「研究機関との連携」という文言を入れておいたほうがよい。
- ・専門の委員に意見を聞きながら、事務局で計画案を修正しまとめていただきたい。

(松井委員)

- ・不慮の変化が起こった際の対応を計画に明記することが大切である。
- ・それがあると計画の見え方が違うと思うので、検討いただきたい。

(北口部会長)

- ・計画の修正については、事務局からメール等でご連絡をお願いする。
- ・事務局と委員との間で調整し、その結果について、各委員にメール等で報告させていただくことでよろしいか。

<各委員 了解>

■ 諮問事項 2 ■

- ・事務局から特定希少野生動植物キレンゲショウマ保護管理事業計画案の概要について説明
- ・株式会社総合環境計画から「キレンゲショウマ保護管理事業計画策定調査業務報告」について説明
審議の結果、「特定希少野生動植物キレンゲショウマ保護管理事業計画」については、原案を一部修正のうえ承認された。なお、最終的な表現について各委員と調整することが決定された。

【主な質疑内容等】

(事務局)

- ・ヒメイノモトソウの計画案と同様に、保全手法について踏み込んだ記載に修正させていただく。

(岡崎委員)

- ・キレンゲショウマの保護柵は他の希少植物の保持や回復にも寄与する。
- ・森林資源の保全だけでなく絶滅危惧種の保全にもつながるので、小規模でも保護柵を設置すべきである。
- ・保護柵を設置した後、他にどんな植物が出現してきたかを4・5年に1回ずつでも長期的にモニタリングをしていくことを検討していただきたい。

(松井委員)

- ・現地に行ったこともあるが、生育地は管理が大変な場所で地元の方が努力して保護柵の維持管理を継続されている。
- ・保護柵の設置に焦点がいくと思うが、事業化すると保護柵の維持管理が大変である。
- ・既存の保護柵は維持されているのですぐに替えるのはどうか。
- ・実際は保護柵の補修のための材料購入費用が負担となっているのではないか。支援については少額でも長期的であるのがよいと思う。

(事務局)

- ・通常は計画策定後に委託事業を行い保護管理するという流れがあるが、例えば保護柵の補修のための物品支給やその他活動を継続してもらうための支援の方法について今後検討させていただきたい。

(秀田委員)

- ・環境省でも国立公園内でオオヤマレンゲの防鹿柵を設置している。もっとも負担となるのは人件費だが、小規模なものは地元自治体等の協力も得て直営で設置・管理しているものもある。

(深町委員)

- ・業務報告では、既知生育地以外にも生育場所があるということだが、その場所については計画に反映するのか。

(事務局)

- ・その場所は、専門家のヒアリング情報で得られたものであり、具体的な状況を再度確認した上で今後の検討とさせていただきたい。

(岡崎委員)

- ・キレンゲショウマは花もきれいで希少種保護のためのアピールにも使えるし、域外保全ができる種でもあるので、検討していただきたい。

(北口部会長)

- ・当該計画の策定が、周囲の自然環境を守り、地元の方々の活動を育成していくきっかけとなればよい。
- ・最終的な計画の内容は、事務局でまとめていくということで各委員にはご了解いただきたい。

(2) 報告事項

- ・事務局から「奈良県レッドデータブック改訂版の作成」について説明

【主な質疑内容等】

(松井委員)

- ・絶滅した種を取り上げるより、現に奈良に生育しているキレンゲショウマなどをアピールするほうがよい。
- ・代表的な選定種については、奈良にはこんなものがあるということがより伝わるように、花のきれいな種をピックアップするようにしてほしい。

(深町委員)

- ・情報不足種というのはどういうものか。

(岡崎委員)

- ・文献などで過去の記録だけが残っているもので、その後は情報が得られていない種のことである。存在する可能性が高いものを情報不足種として残しておくことにより次のレッドデータブックの改訂につながる。